

医療従事者の負担軽減・人材確保について④

夜間看護体制の充実に関する評価

▶ 看護職員及び看護補助者の夜間配置の評価を充実するとともに、看護職員の夜間の勤務負担軽減に資する取組を行っている場合を評価する。

看護職員夜間配置加算

7対1、10対1一般病棟における看護職員の夜間配置及び夜間看護体制の評価

現行

看護職員夜間配置加算 50点

改定後

1 看護職員夜間12対1配置加算
 (新)イ 看護職員夜間12対1配置加算1
 ロ 看護職員夜間12対1配置加算2
 (新)2 看護職員夜間16対1配置加算

80点
60点
40点

急性期看護補助体制加算

7対1、10対1一般病棟における看護補助者の夜間配置及び夜間看護体制の評価

現行

夜間25対1 35点
 夜間50対1 25点
 夜間100対1 15点

(新規)

改定後

夜間30対1 40点
 夜間50対1 35点
 夜間100対1 20点

夜間看護体制加算

10点

看護補助加算

13対1一般病棟における看護補助者の夜間配置の評価

13対1、15対1、18対1、20対1病棟における夜間看護体制の評価

現行

看護補助加算1, 2, 3(1日につき)

(新規)

(新規)

改定後

看護補助加算1, 2, 3(1日につき)

(新)夜間75対1看護補助加算(1日につき) 30点

(新)夜間看護体制加算(入院初日) 150点

有床診療所入院基本料

有床診療所における看護職員の夜間配置の評価

現行

夜間看護配置加算1 80点
 夜間看護配置加算2 30点

改定後

夜間看護配置加算1 85点
 夜間看護配置加算2 35点

※1のイ(看護職員夜間12対1配置加算1)及び2(看護職員夜間16対1配置加算)に、夜間看護体制の評価が含まれている。

夜間看護体制の評価に関する項目

- ①勤務終了時刻と勤務開始時刻の間が11時間以上
- ②勤務開始時刻が、直近の勤務の開始時刻の概ね24時間後以降※1
- ③夜勤の連続回数2回以下
- ④業務量の把握・部署間支援
- ⑤看護補助者比率5割以上※2
- ⑥看護補助者の夜間配置
- ⑦看護補助者への院内研修※3
- ⑧夜間院内保育所の設置

加算等の算定要件

看護職員夜間配置加算(1のイ及び2)

: 7項目(①～⑥、⑧)のうち4項目以上

急性期看護補助体制加算(夜間看護体制加算)

: 6項目(①～⑤、⑧)のうち3項目以上

看護補助加算(夜間看護体制加算)

: 7項目(①～⑤、⑦、⑧)のうち4項目以上(⑥は必須)

※1 ②は、3交代制勤務又は変則3交代制勤務の病棟を有する保険医療機関のみの項目である。

※2 ⑤の看護補助者比率=(みなし看護補助者を除いた看護補助者数)/(みなし看護補助者を含む看護補助者数)

※3 ⑦は、看護補助加算を算定する保険医療機関のみの項目である。